

# 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会 役員等の報酬に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第10条並びに第26条に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

## (摘要の範囲)

第2条 報酬は、次に掲げる役員に対し支給することができるものとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 評議員
- (6) その他会長が必要と認めた者

## (支給の基準)

第3条 報酬が支給できる基準は、次のとおりとする。

- (1) 役員会等の会議に出席した場合
- (2) 会長の要請により会議等に出席した場合
- (3) 本会の用務等に出席した場合
- (4) 監査に出席した場合

2 前1項の会議等に同日中に2以上の出席をした場合において、重複して報酬を支給しないものとする。

## (報 酬)

第4条 報酬の額は、次のとおりとする。

- |                                |    |           |
|--------------------------------|----|-----------|
| (1) 会長                         | 年額 | 金600,000円 |
| (2) 副会長                        | 年額 | 金 60,000円 |
| (3) 理事会（開催時）                   | 日額 | 金 5,000円  |
| (4) 監事会（開催時）                   | 日額 | 金 10,000円 |
| (5) 評議員会（開催時）                  | 日額 | 金 5,000円  |
| (6) 前号に掲げる以外の用務等の場合は、会長が別に定める。 |    |           |

## (報酬の支給方法)

第5条 前4条第1項第1号及び第2号の報酬は、年1回支給するものとし、年度途中で退任又は就任したときは、就任期間により報酬年額を月割によって計算するものとする。

2 前1項以外の役員等の報酬は、開催の都度、支給するものとする。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

## (公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

**(規程の改廃)**

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

**(補 則)**

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年6月29日から施行する。